

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	豊田市

## 豊田市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 豊田市産業部農業振興課  
所在地 豊田市西町3丁目60番地  
電話番号 0565-34-6785  
FAX番号 0565-33-8149  
メールアドレス nougyou@city.toyota.aichi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣：シカ、イノシシ、カモシカ、サル 中型獣：アナグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ、 ヌートリア、ウサギ、ハクビシン 鳥類：カモ、カワウ、カワラバト、キジ、ハト、サギ、 スズメ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	豊田市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稻	889 千円、0.8ha
	野菜類	4,384 千円、1.7ha
	果樹類	242 千円、0.2ha
イノシシ	水稻	5,093 千円、4.7ha
	野菜類	21,329 千円、11.0ha
	果樹類	26,260 千円、8.0ha
サル	野菜類	383 千円、0.2ha
	果樹類	100 千円、0.1ha
カモシカ	水稻	94 千円、0.1ha
	野菜類	2,436 千円、1.0ha
	果樹類	1,108 千円、0.4ha
ハクビシン、アライグマ	水稻	59 千円、0.1ha
	野菜類	11,791 千円、2.8ha
	果樹類	3,822 千円、0.9ha
カラス	水稻	112 千円、0.1ha
	野菜類	20,693 千円、5.0ha
	果樹類	12,348 千円、2.8ha
	豆類	442 千円、0.5ha
スズメ	水稻	1,218 千円、1.1ha
	野菜類	623 千円、0.2ha

	果樹類	887 千円、0.2ha
	麦類	1,283 千円、0.2ha
ヒヨドリ	野菜類	2,201 千円、0.8ha
	果樹類	628 千円、0.3ha
	豆類	225 千円、0.1ha
ムクドリ	野菜類	1,157 千円、0.5ha
	果樹類	1,074 千円、0.3ha
	豆類	393 千円、0.1ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ○シカ

#### ・生息状況

市内東部の稲武が主な生息域であったが、近年、旧東加茂郡全域、小原地区、松平地区、石野地区に生息域を拡大している。

#### ・被害の発生時期

水稻は主に生育初期に被害が発生する。野菜類は栽培期間を通じて発生する。

#### ・被害の発生場所

生息域の拡大に伴い被害が発生しており、特にイノシシ対策用の防護柵や過去に実施した黄色のネット柵の対策地域では被害を防ぐことができていない。

#### ・被害地域の増減傾向

拡大している。

### ○イノシシ

#### ・生息状況

旧町村部、猿投地区、松平地区の山間部で生息し、野生イノシシでの豚熱発生時に著しく減少したが、近年は、増加傾向にある。また、住宅地などで目撃されることが多くなっているが生息数は不明である

#### ・被害の発生時期

水稻と野菜類の収穫期前頃から被害が目立つようになる。8～9月の被害が多く、野菜類の被害は夏秋作が主体である。また、農作物だけでなく、農地の畔や水路横の法面の掘り起こしなど、農業施設への被害も多発している。

#### ・被害の発生場所

山間地域だけでなく、山間地域に隣接する丘陵地域や平地の一部でも被

害が発生している。

- ・被害地域の増減傾向  
拡大している。

○サル

- ・生息状況

東部の稲武地区、岡崎市に隣接する下山地区に群れが生息している。調査は実施していないため群れの数、規模は不明である。

また、藤岡地区、高橋地区、松平地区ではぐれ猿の報告が確認されている。

- ・被害の発生時期

初冬から春にかけて被害が発生する。

- ・被害の発生場所

発生場所は概ね固定されている。野菜と果樹で被害が発生している。

- ・被害地域の増減傾向

ほぼ横ばいである。

○ハクビシン、アライグマ

- ・生息状況

中心市街地を含む市内全域に生息しているとみられ、屋根裏に住み着く事例も多数報告されている。生息数は不明である。

- ・被害の発生時期

野菜類では、年間を通じて被害が発生する。果樹の被害は収穫期に集中的に発生する。

- ・被害の発生場所

市内全域で発生する。

- ・被害地域の増減傾向

農作物被害及び生活被害ともに市内全域で発生している。

○カラス

- ・生息状況

市内全域に生息しているが生息数は不明である。

- ・被害の発生時期

野菜類では、年間を通じて被害が発生する。果樹の被害は収穫期に集中的に発生する。

- ・被害の発生場所

市内全域で発生しているが、特に南部の高岡、上郷地区での被害が多い。

- ・被害地域の増減傾向

市内全域で発生している。

○スズメ

・生息状況

市内全域に生息しているが生息数は不明である。

・被害の発生時期

米、麦類の被害が多く収穫期に集中的に発生する。

・被害の発生場所

南部の高岡、上郷地区から豊田、猿投地区まで平坦部の水田地帯での被害が多い。

・被害地域の増減傾向

ほぼ横ばいである。

○ヒヨドリ

・生息状況

市内全域に生息しているが生息数は不明である。

・被害の発生時期

野菜類では、年間を通じて被害が発生する。果樹の被害は収穫期に集中的に発生する。

・被害の発生場所

市内全域で発生している。

・被害地域の増減傾向

年によるばらつきはあるがほぼ横ばいである。

○ムクドリ

・生息状況

南部の平坦部から中山間地域まで市内全域に生息しているが生息数は不明である。特に、南部と中心市街地付近には多数生息していると思われる

・被害の発生時期

野菜類では、年間を通じて被害が発生する。果樹の被害は収穫期に集中的に発生する。

・被害の発生場所

南部の高岡、上郷地区から豊田、猿投地区まで平坦部での被害が多い。

・被害地域の増減傾向

ほぼ横ばいである。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
被害金額	シカ	7,482 千円	シカ	7,200 千円
	イノシシ	54,675 千円	イノシシ	53,000 千円
	サル	483 千円	サル	460 千円
	カモシカ	4,679 千円	カモシカ	4,500 千円
	小・中型獣	20,228 千円	小・中型獣	19,600 千円
	鳥類	46,758 千円	鳥類	45,300 千円
	合計	134,305 千円	合計	130,060 千円
被害面積	シカ	3.03ha	シカ	2.93ha
	イノシシ	25.84ha	イノシシ	25.06ha
	サル	0.27ha	サル	0.26ha
	カモシカ	1.89ha	カモシカ	1.83ha
	小・中型獣	5.59ha	小・中型獣	5.42ha
	鳥類	13.85ha	鳥類	13.43ha
	合計	50.47ha	合計	48.93ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農事組合等による集落ぐるみの捕獲対策に対するおり等の資材の導入支援</li> <li>・猟友会への駆除委託による捕獲</li> <li>・地域の捕獲の担い手として狩猟免許を取得した者に対し、免許取得の経費を補助</li> <li>・狩猟期間中の駆除も可能とした</li> <li>・くくりわなによる駆除を可能とした</li> <li>・農事組合等へ、おりの見回り等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな駆除員の確保、育成</li> <li>・猟友会駆除員と地域との連携体制</li> <li>・捕獲技術の向上</li> <li>・シカ、サルの捕獲強化</li> </ul>

	に対する捕獲奨励金の交付 ・ アニマルセンサーによる効果的な捕獲 ・ 駆除者の負担軽減のため、電気止め刺し機を貸出し	
防護柵の設置等に関する取組	・ 農事組合等による集落ぐるみの鳥獣害対策に対する侵入防止柵整備の支援 ・ 農業者に対する侵入防止柵資材の購入費補助 ・ 農事組合等による環境整備（緩衝帯）に対する補助 ・ センサーカメラによる鳥獣の生息行動調査	・ 集落による効果的な侵入防止柵の設置や管理
その他の取組	・ 協議会構成員、猟友会、農事組合等への鳥獣害対策の知識向上に対する支援 ・ 鳥獣被害調査による被害状況の把握 ・ 集落に対し専門家の伴走支援による鳥獣害対策の実施	・ 人材育成 ・ 効率的な情報発信 ・ より実態に近い被害状況の把握

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

「個体群管理」「侵入防止対策」「生息環境整備」による鳥獣被害対策を実施していく ・ 新技術の活用による効率的な捕獲体制の推進 ・ 捕獲技術及び知識向上の研修会開催による人材育成 ・ 猟友会への有害鳥獣駆除委託による捕獲の継続 ・ 鳥獣被害防止総合対策による集落ぐるみでの侵入防止柵整備 ・ 緩衝帯整備による鳥獣を寄せ付けない環境整備
---

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・農事組合等から市へ有害鳥獣駆除を依頼することにより、市が有害鳥獣駆除による捕獲を猟友会へ委託する。
- ・地域における継続的な捕獲体制を確保するため、狩猟免許取得に必要な経費を補助する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	大型獣 中型獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の狩猟免許取得促進</li> <li>・有害鳥獣捕獲従事者を対象とした捕獲技術研修会の開催</li> <li>・捕獲アプリによる捕獲確認業務及びGIS情報共有の実証</li> <li>・ドローン、ICTを活用した捕獲の実証</li> </ul>
令和5年度 ～ 令和7年度	サル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型囲いわなによる捕獲技術の実証</li> <li>・GPS発信機による行動調査の実施</li> </ul>
令和5年度 ～ 令和7年度	小中型獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JAとの連携による小型はこわなワークショップの開催</li> <li>・捕獲アプリによる捕獲確認業務及びGIS情報共有の実証</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方



○シカ	生息状況が増加傾向であることから、捕獲実績が増加傾向であることから、対前期計画 120%の捕獲頭数とする。
○イノシシ	生息状況が増加傾向であること、捕獲実績が増加傾向であるが、計画頭数には大きく届いていないことから、前期計画と同等の捕獲計画とする。
○サル	群の状況が不明なため、はぐれ個体の臨機対応も含め前期計画と同等の捕獲計画とする。
○中型獣	アライグマの被害と捕獲数が増加傾向であるため、対前期計画 110%の捕獲頭数とし、それ以外の小中型獣は前期計画と同等の捕獲計画とする。
○カラス	農作物被害が多い平坦部で猟銃による駆除を行い、前期計画と同等の捕獲計画とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	4,000頭	4,000頭	4,000頭
カモシカ	20頭	20頭	20頭
シカ	860頭	860頭	860頭
サル	85頭	85頭	85頭
アライグマ	250頭	250頭	250頭
タヌキ	225頭	225頭	225頭
ヌートリア	80頭	80頭	80頭
ウサギ	20羽	20羽	20羽
ハクビシン	330頭	330頭	330頭
アナグマ	135頭	135頭	135頭
キツネ	80頭	80頭	80頭
カモ	100羽	100羽	100羽
ハト	3,200羽	3,200羽	3,200羽
キジ	50羽	50羽	50羽
サギ	50羽	50羽	50羽

スズメ	1,500羽	1,500羽	1,500羽
カラス	2,000羽	2,000羽	2,000羽
ヒヨドリ	3,000羽	3,000羽	3,000羽
ムクドリ	2,500羽	2,500羽	2,500羽
カワウ	未定	未定	未定

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・捕獲おり、罠、くくりわな及び銃により、農作物被害が発生している地域で年間を通じて有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	*既に委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	100 cmのワイヤーメッシュ柵の導入	100 cmのワイヤーメッシュ柵の導入	100 cmのワイヤーメッシュ柵の導入
サル	100 cmのワイヤーメッシュ柵上部に100 cmかさ上げ又は200 cmのワイヤーメッシュ柵の上部に電気柵4段を導入	100 cmのワイヤーメッシュ柵上部に100 cmかさ上げ又は200 cmのワイヤーメッシュ柵の上部に電気柵4段を導入	100 cmのワイヤーメッシュ柵上部に100 cmかさ上げ又は200 cmのワイヤーメッシュ柵の上部に電気柵4段を導入
シカ	100 cmのワイヤーメッシュ柵上部に100 cmかさ上げ又は200 cmのワイヤーメッシュ柵の導入	100 cmのワイヤーメッシュ柵上部に100 cmかさ上げ又は200 cmのワイヤーメッシュ柵	100 cmのワイヤーメッシュ柵上部に100 cmかさ上げ又は200 cmのワイヤーメッシュ柵
イノシシ、シカ、カモシカ、サル、アナグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ、ヌートリア、ウサギ、ハクビシン等	個人又は法人、認定農業者及び新規認定農業者に対する侵入防止柵資材の購入補助 ・個人等（200件）	個人又は法人、認定農業者及び新規認定農業者に対する侵入防止柵資材の購入補助 ・個人等（200件）	個人又は法人、認定農業者及び新規認定農業者に対する侵入防止柵資材の購入補助 ・個人等（200件）

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

令和 5年度	イノシシ、カモシカ、シカ、サル、アライグマ、タヌキ、ヌー	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣専門員による侵入防止柵及び捕獲おりの設置指導や技術的支援</li> <li>緩衝帯整備（下草・藪の刈払、雑木林の伐採、放任果樹の除去等）にかかる経費の補助</li> <li>センサーカメラにより撮影した野生獣の行動を分析し、獣害対策に役立つ情報として集落に発信</li> <li>エアガンによるサルの追い払い</li> </ul>
令和 6年度	トリア、ウサギ、ハクビシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会構成員、猟友会駆除員、農事組合の補助者等の鳥獣害対策の知識向上に対する支援</li> <li>侵入防止柵の効果的な設置や管理方法に関する農家の知識向上を図る研修会の開催</li> <li>鳥獣被害アンケート調査による被害状況の把握</li> <li>集落学習会の開催支援（講師派遣、資料提供等）</li> </ul>
令和 7年度	ン、アナグマ、キツネ、カモ、ハト、キジ、サギ、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息状況の調査</li> </ul>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

## 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じることがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

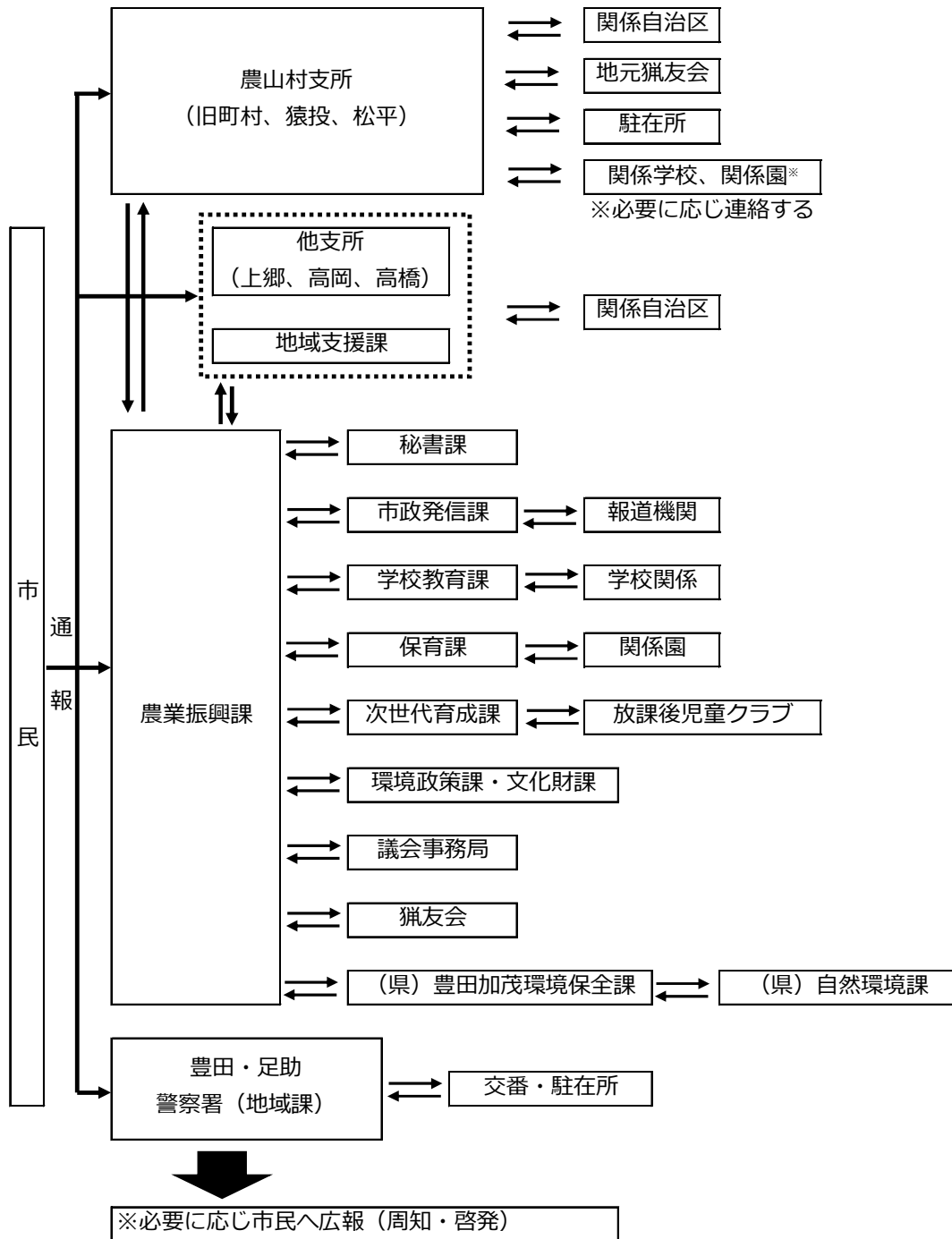
関係機関等の名称		役割
豊 田 市	農業振興課 (総合窓口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の取りまとめに関する事</li> <li>関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>旧豊田市内（猿投、松平地区を除く）における緊急の現場対応に関する事</li> <li>鳥獣捕獲申請・許可に関する事</li> </ul>
	農山村支所、 (旧町村、猿投、松平支所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の取りまとめに関する事</li> <li>支所区域内における緊急の現場対応に関する事</li> <li>関係自治区、地元猟友会との連絡調整に関する事</li> </ul>

	こと
他支所（上郷、高岡、高橋支所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の取りまとめに関すること</li> <li>・関係自治区との連絡調整に関すること</li> </ul>
地域支援課	
秘書課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理上の調整に関すること（市長・副市長への情報提供を含む）</li> </ul>
市政発信課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関への対応に関すること</li> <li>・広報車の手配に関すること</li> </ul>
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係学校等との連絡調整に関すること</li> </ul>
保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係園等との連絡調整に関すること</li> </ul>
次世代育成課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ等との連絡調整に関すること</li> </ul>
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動植物保護の調整に関すること</li> </ul>
文化財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カモシカに関すること</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員との連絡調整に関すること</li> </ul>
猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・痕跡等個体調査、追払、捕獲への協力に関すること</li> </ul>
警察署（豊田・足助） （地域課） 交番・駐在所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の安全確保に関すること</li> <li>・交番・駐在所との連絡調整に関すること</li> <li>・必要に応じて市民への広報（周知・啓発）</li> </ul>
関係自治区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区内の回覧、連絡網や定時放送による地元住民への注意喚起の協力に関すること</li> </ul>
関係学校、園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児、児童及び生徒の安全の確保に関すること</li> </ul>
愛知県 西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 豊田加茂農林水産事務所 農業改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止のためのアドバイス等に関すること</li> </ul>

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。



(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲可能な状態のわなは1日1回以上確認し、野生獣等が捕獲されていた場合は速やかに適切な措置を実施する。
- ・ 対象鳥獣はできるだけ苦痛の少ない方法で速やかに殺処分し、残渣は放置しない。
- ・ 適切な処理施設での焼却、環境面等への影響の無い場所での埋設、自家消費による食肉利用

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

適切な獣肉処理加工施設による食肉利用

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
愛知学院大学	保護管理の適正化
豊田市自然愛護協会	保護管理の適正化
愛知県西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	保護管理の適正化
愛知県豊田加茂農林水産事務所 農政課、農業改良普及課	技術の指導・普及、制度支援
あいち豊田農業協同組合	技術の指導・普及、制度支援
豊田森林組合	被害実態等の把握
愛知県農業共済組合西三河支所	被害実態等の把握
集落代表（農事組合3組）	侵入防止等の実施
豊田市猟友会	駆除実務対応
東加茂猟友会	駆除実務対応
株式会社山恵	食肉処理実務対応、ジビエ普及
豊田市 環境政策課、森林課、 農政企画課、農業振興課	保護管理の適正化、農家支援、 ジビエ振興



- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
矢作川漁業協同組合	鳥獣被害の情報収集及び防除対策等の実施
巴川漁業協同組合	
名倉川漁業協同組合	
三河湖漁業協同組合	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隊員数 8 名（令和 4 年現在）</li> <li>・ うち、わな猟免許保持者 2 名、第 1 種銃猟免許保持者 1 名</li> <li>・ その他の鳥獣被害対策実施隊に関する必要事項については「豊田市鳥獣被害対策実施隊設置要綱」に定めるとおりとする</li> </ul>
---

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし
------

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし
------

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。